

クリーニング所の手続きについて

1. 開設の手続き

クリーニング所(一般、取次店)は「クリーニング業法」などの関係法令により、施設の設備及び管理の基準などが定められています。クリーニング所を開設する時は、事前に保健所に相談をした上で届出を行うようにしてください。

1 事前相談

保健所の窓口で手続きや構造設備について説明します。

❗施設の平面図を持参してください。

2 書類の提出

❗**必要書類**をご提出ください。

※必要書類は裏面に記載しています。

(営業開始日の10日前まで)

3 施設の検査

立入検査を行います。

検査では、構造設備基準等に適合しているかを確認します。

4 確認証交付

❗窓口で確認証を受け取ってください。

※受取日は立入検査時等にお伝えします。

5 営業開始

❗確認証を掲示して営業してください。



◆ 注意事項 ◆

❗ クリーニング所(取次も含む)を新たに開設又は事業を承継(相続・合併・分割・事業譲渡)する場合や引火性溶剤を用いる場合、消防法及び広島市火災予防防止条例の手続きが必要になる可能性がありますので、**各区の消防署(予防課)**にご相談ください。

❗ クリーニング所(取次を除く)で洗浄施設(ドライ機を含む)を設置する場合、水質汚濁防止法や下水道法の手続きが事前に必要となるため、**環境局(環境保全課)**、**下水道局(管理課)**にご相談ください。

❗ クリーニング所(取次を除く)の事業を承継または廃止する場合は、**環境局(環境保全課、産業廃棄物指導課)**、**下水道局(管理課)**等への手続きが必要な場合があります。事前にご相談ください。

❗ クリーニング工場を建設される場合は、建築予定地の用途地域の確認をお願いいたします。また、用途地域による制限はクリーニング工場の新築に限らず、既存の建築物の用途を変更してクリーニング工場にする場合も適用されます。

なお、用途地域別の制限の内容については、**各区役所の建築課**にご相談ください。

❗ ドライクリーニング所において、溶剤としてゾール(揮発性油、灯油類及び軽油類に該当するもの)、パークロ(テトラクロロエチレン)又はトリクロ(トリクロロエチレン)を使用する場合、これらの溶剤を含む廃油や汚泥等は、廃棄物処理法に規定する特別管理産業廃棄物に該当するため、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任する必要があります。詳しい内容については、**環境局(産業廃棄物指導課)**にご相談ください。

❗ ドライクリーニング所の使用を廃止する場合は、土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染の有無について土地の所有者による調査が必要となる可能性があるため、事前に**環境局(環境保全課)**にご相談ください。

2. 各種申請・届出手続き

種類	★必要書類★	
<p>開設</p> <p>施設を新しく開設する時に提出してください。 ※既存の施設を大規模に増築、又は建て替え、移転する場合は新規開設となります。 ⇒事前に相談してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 開設届</p> <p><input type="checkbox"/> 構造設備の概要</p> <p><input type="checkbox"/> 施設の平面図</p> <p><input type="checkbox"/> クリーニング師の免許証の写し*取次のみは不要</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書(写しで可)*開設者が法人の場合に必要な</p> <p><input type="checkbox"/> 他にクリーニング所を開設している場合は、その名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類</p> <p><input type="checkbox"/> 検査手数料 16,000 円</p>	
<p>変更</p> <p>届出事項に変更があった時に提出してください。</p> <p>【例】 施設の名称、法人の名称又は代表者、開設者の住所 構造設備の概要(機械の台数、使用溶剤の種類など) クリーニング師の追加、変更、退職(氏名変更も含む) 管理責任者の変更(氏名変更も含む)</p> <p>※既存の施設の小規模な増改築は変更となります。 ⇒事前に相談してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 変更届</p> <p><input type="checkbox"/> 変更前の確認証(確認証に記載されている事項を変更する場合) ※後日、新しい確認証を交付します。紛失した場合はご相談ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 変更内容のわかる書類(下記のいずれか)を添付してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p><input type="checkbox"/> 施設の平面図 <input type="checkbox"/> 構造設備の概要</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書(写しで可)</p> <p><input type="checkbox"/> クリーニング師免許証の写し</p> </div>	
<p>承継</p> <p>下記の場合に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●開設者(個人)の死亡により、法定相続人が相続をした場合 ●開設者(法人)の吸収合併又は分割により、吸収合併後又は分割後の法人が事業を引き継いだ場合 ●事業譲渡により、事業を引き継いだ場合 <p>クリーニング所(取次を除く)の事業を承継する場合は環境局(環境保全課、産業廃棄物指導課)、下水道局(管理課)等への手続きが必要な場合があります。事前にご相談ください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 承継届</p> <p><input type="checkbox"/> 承継前の確認証 ※後日、新しい確認証を交付します。紛失した場合はご相談ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 他にクリーニング所を開設している場合は、その名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類</p> <p>★手続きに応じて下記の書類(写しで可)。</p> <p><相続の場合></p> <p><input type="checkbox"/> 相続人を確定できる戸籍謄本類(戸籍謄本、除籍謄本、改正原戸籍謄本)又は法定相続情報一覧図の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 相続同意書(相続人が2人以上の場合)</p> <p><吸収合併の場合></p> <p><input type="checkbox"/> 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書</p> <p><分割の場合></p> <p><input type="checkbox"/> 分割により事業を承継する法人の登記事項証明書</p> <p><事業譲渡の場合></p> <p><input type="checkbox"/> 事業を譲り受けた法人の登記事項証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 事業譲渡を証明する書類</p> <p><input type="checkbox"/> 申立書</p>	
<p>廃止</p> <p>施設を廃止した時に提出してください。 ※ドライクリーニング所を廃止する場合は、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染の有無について調査が必要な場合があるため、環境局(環境保全課)へ連絡してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 廃止届 <input type="checkbox"/> 確認証 ※紛失した場合はご相談ください</p>	
<p>再交付</p> <p>確認証を紛失した時に提出してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 確認証再交付申請書</p>	

3. 関係部署一覧

■各種申請・届出先

クリーニング業法	広島市保健所	中区富士見町 11 番 27 号	241-7408
	東区分室	東区東蟹屋町 9 番 38 号	568-7752
	南区分室	南区皆実町一丁目 5 番 44 号	250-4136
	西区分室	西区福島町二丁目 2 番 1 号	532-1017
	安佐南区分室	安佐南区古市一丁目 33 番 14 号	831-4563
	安佐北区分室	安佐北区可部四丁目 13 番 13 号	819-3956
	安芸区分室	安芸区船越南三丁目 4 番 36 号	821-2829
	佐伯区分室	佐伯区海老園二丁目 5 番 28 号	943-9762

■関係法令等相談先

【クリーニング所(取次も含む)を開設又は承継(相続・合併・分割・事業譲渡)する場合】			
※ドライクリーニング所など引火性溶剤を用いる場合も各区の消防署(予防課)までご連絡ください。			
消防法 広島市火災予防条例	中消防署(予防課)	中区大手町五丁目 20 番 12 号	546-3511
	東消防署(予防課)	東区光町二丁目 12 番 6 号	263-8401
	南消防署(予防課)	南区的場町二丁目 5 番 14 号	261-5181
	西消防署(予防課)	西区都町 43 番 10 号	232-0381
	安佐南消防署(予防課)	安佐南区緑井一丁目 10 番 3 号	877-4101
	安佐北消防署(予防課)	安佐北区可部南四丁目 26 番 13 号	814-4795
	安芸消防署(予防課)	安芸郡海田町堀川町 3 番 12 号	822-4349
	佐伯消防署(予防課)	佐伯区五日市中央七丁目 25 番 18 号	921-2236
【クリーニング所(取次を含まない)を開設又は承継(相続・合併・分割・事業譲渡)する場合又は施設を廃止した場合】			
水質汚濁防止法	広島市役所環境局 環境保全課水質係	中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号	504-2188
土壌汚染対策法 (ドライクリーニングの場合)			
下水道法	広島市役所下水道局 管理課水質管理係	中区南千田東町 7 番 1 号	241-8250
廃棄物処理法 (ドライクリーニングの場合)	広島市役所環境局 産業廃棄物指導課	中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号	504-2225

【クリーニング工場の建設等の場合】

建築基準法 (用途規制)	中区役所建築課	中区国泰寺一丁目 4 番 21 号	504-2579
	東区役所建築課	東区東蟹屋町 9 番 38 号	568-7745
	南区役所建築課	南区皆実町一丁目 5 番 44 号	250-8960
	西区役所建築課	西区福島町二丁目 2 番 1 号	532-0950
	安佐南区役所建築課	安佐南区古市一丁目 33 番 14 号	831-4953
	安佐北区役所建築課	安佐北区可部四丁目 13 番 13 号	819-3938
	安芸区役所建築課	安芸区船越南三丁目 4 番 36 号	821-4929
	佐伯区役所建築課	佐伯区海老園二丁目 5 番 28 号	943-9745

■クリーニング師の研修・試験・免許申請等について

クリーニング業法において、クリーニング師は、「研修」を、クリーニング所に従事する者は、「従事者講習」を受ける必要があります。詳細については、[広島県生活衛生営業指導センター](#)へお問い合わせください。また、クリーニング師試験及び免許の申請に関しては、[広島県庁食品衛生生活課](#)にご相談ください。

※詳細については、[広島県のホームページ](#)をご確認ください。

【クリーニング師の研修・業務従事者に対する講習会について】

公益財団法人広島県生活衛生営業指導センター	中区河原町 1 番 26 号	532-1200
-----------------------	----------------	----------

【クリーニング師の試験・免許申請等について】

広島県庁食品生活衛生課生活衛生グループ	中区基町 10 番 52 号	513-3097
---------------------	----------------	----------

クリーニング所構造設備基準等

番号	基準	確認
構造設備等基準（共通）		
1	洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと。 法 3-3-2	<input type="checkbox"/>
2	クリーニング所には、洗濯物を洗濯を終わったものと終わらないものに区分してそれぞれ保管することができる設備を設けること。 条例 2-1-5	<input type="checkbox"/>
3	クリーニング所は、居室、台所等と隔壁等により区画し、他の用途と併用しないこと。 条例 2-1-1	<input type="checkbox"/>
4	クリーニング所は、洗濯物の処理及び衛生保持に支障を来さない適当な広さ及び構造を有するものとする。 条例 2-1-2	<input type="checkbox"/>
5	クリーニング所は、十分な換気、採光及び照明の構造設備を有するものとする。 条例 2-1-3	<input type="checkbox"/>
6	<p>営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(苦情の申出先の明示) 法施行規則 第 1 条の 2 法第 3 条の 2 第 2 項の規定による苦情の申出先の明示については、次に掲げる方法によるものとする。</p> <p>1 クリーニング所においては、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布する。</p> </div> 法 3 の 2-2	<input type="checkbox"/>
構造設備基準（洗い・仕上げがある場合のみ）		
7	営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも一台備えなければならない。ただし、脱水機の効用を有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。 法 3-2	<input type="checkbox"/>
8	洗場については、床が、不浸透性材料(コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。)で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること 法 3-3-4	<input type="checkbox"/>
9	洗場の内壁は、床面から 1 メートルの高さまではコンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用すること。 条例 2-1-7	<input type="checkbox"/>
11	クリーニング所には、洗濯に使用する洗剤、有機溶剤、薬品等及び洗濯に使用した有機溶剤の排液等を格納することができる保管庫、戸棚等を設けること。 条例 2-1-4	<input type="checkbox"/>
10	洗場の排水は、下水道又は衛生上支障がない場所に行うこと。 条例 2-1-8	<input type="checkbox"/>
12	し尿の付着しているおむつ、パンツその他これらに類するものを洗濯するクリーニング所については、当該し尿を下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 6 号に規定する終末処理場を有する下水道に排出する場合等を除き、当該し尿の量に応じ、適当な規模の浄化槽を設けること。 条例 2-1-6	<input type="checkbox"/>

研修（クリーニング師、業務従事者）

クリーニング師の研修

法第 8 条の 2

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。

2 営業者は、そのクリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、前項に規定する研修を受ける機会を与なければならない。

法施行規則第 10 条の 2

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後一年以内に法第八条の二の規定による研修(以下「研修」という。)を受けるものとする。

2 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、前項の研修を受けた後は、三年を超えない期間ごとに研修を受けるものとする。

業務従事者に対する研修

法第 8 条の 3

営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

法施行規則第 10 条の 3

営業者は、クリーニング所の開設の日又は無店舗取次店の営業開始の日から一年以内に、当該クリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に五分の一を乗じて得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数を生じたときは、その端数を一として計算する。)の者を選び、その者に対し法第八条の三の規定による講習(以下「講習」という。)を受けさせるものとする。

2 営業者は、前項の講習を受けさせた後は、三年を超えない期間ごとに前項と同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせるものとする。

3 前 2 項の場合において、前条の規定により研修を受けたクリーニング師は、講習を受けた者とみなす。

クリーニング所衛生措置等

共通	確認	
1	<p>クリーニング所及び業務用の車両(営業者がその業務のために使用する車両(軽車両を除く。))をいう。以下同じ。)並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと</p> <p style="text-align: right;">法 3-3-1</p>	<input type="checkbox"/>
2	<p>洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと</p> <p style="text-align: right;">法 3-3-2</p>	<input type="checkbox"/>
3	<p>伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によつてなされる場合においては、消毒しなくてもよい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(消毒を要する洗たく物) 法施行規則</p> <p>第 1 条 法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する厚生労働省令で定める洗たく物は、次に掲げる洗たく物で営業者に引き渡される前に消毒されていないものとする。</p> <p>1 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの</p> <p>2 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの</p> <p>3 おむつ、パンツその他これらに類するもの</p> <p>4 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの</p> <p>5 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの</p> </div> <p style="text-align: right;">法 3-3-5</p>	<input type="checkbox"/>
4	<p>クリーニング所並びに洗濯物の保管容器及び集積容器は、定期的に洗浄及び消毒を行うとともに、計画的にねずみ、昆虫等の防除を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">条例 2-1-9</p>	<input type="checkbox"/>
5	<p>洗濯に使用した洗剤、有機溶剤等が仕上げを終わった洗濯物に残留しないようにすること。</p> <p style="text-align: right;">条例 2-1-12</p>	<input type="checkbox"/>
6	<p>法第 9 条に規定する業務に従事する者(「業務従事者」という。)が結核又は感染性の皮膚疾患にかかった場合は、直ちにその旨を市長に届け出るものとし、その指示に従って作業に従事し、又は従事させること。</p> <p style="text-align: right;">条例 2-1-14</p>	<input type="checkbox"/>
7	<p>営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: right;">法 3 の 2-1</p>	<input type="checkbox"/>
洗い・仕上げがある場合		
8	<p>営業者は、クリーニング所(洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。)ごとに、一人以上のクリーニング師を置かなければならない。ただし、営業者がクリーニング師であつて、自ら、主として一のクリーニング所においてその業務に従事するときは、当該クリーニング所については、この限りでない。</p> <p style="text-align: right;">法 4</p>	<input type="checkbox"/>
9	<p>洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること</p> <p style="text-align: right;">法 3-3-3</p>	<input type="checkbox"/>
10	<p>洗濯機、脱水機、乾燥機等は、常時清潔を保つとともに、有機溶剤を使用する洗濯機等は、有機溶剤等が漏出しないよう定期的に点検を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">条例 2-1-10</p>	<input type="checkbox"/>
11	<p>洗濯に使用する水及び有機溶剤等は、清浄なものを用いること。</p> <p style="text-align: right;">条例 2-1-11</p>	<input type="checkbox"/>
12	<p>洗濯に使用した有機溶剤の排液等は、適切に処理すること</p> <p style="text-align: right;">条例 2-1-13</p>	<input type="checkbox"/>

指定洗濯物の一般的な消毒方法

- 理学的的方法
 - (ア) 蒸気による消毒：蒸気がま等を使用し、100℃以上の湿熱に 10 分間以上触れさせること(温度計により器内の温度を確認すること)。
 - (イ) 熱湯による消毒：80℃以上の熱湯に 10 分間以上浸すこと(温度計により温度の確認をすること)。
- 化学的方法
 - (ア) 塩素剤による消毒：さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素 250ppm 以上の水溶液中に 30℃以上で 5 分間以上浸すこと(この場合終末遊離塩素が 100ppm を下らないこと)。
 - (イ) 界面活性剤による消毒：逆性石ケン液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に 30℃以上で 30 分間以上浸すこと。
 - (ウ) ホルムアルデヒドガスによる消毒：あらかじめ真空にした装置に容積 1 m³につきホルムアルデヒド 6 g 以上及び水 40 g 以上を同時に蒸発させ、密閉したまま 60℃以上で 1 時間以上触れさせること。
 - (エ) 酸化エチレンガスによる消毒：あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガス及び炭酸ガスを 1 対 9 に混合したものを注入し、大気圧に戻し 50℃以上で 2 時間以上触れさせるか、又は 1 kg/c m³まで加圧し 50℃以上で 1 時間以上触れさせること。
 - (オ) 過酢酸による消毒：過酢酸濃度 150ppm 以上の水溶液中に 60℃以上で 10 分間以上浸すこと又は過酢酸濃度 250ppm 以上の水溶液中に 50℃以上で 10 分間以上浸すこと。(注)過酢酸の原液は強い刺激臭や腐食性があるため、使用する際は注意すること。

指定洗濯物の消毒効果を有する洗濯方法

- 洗濯物を 80℃以上の熱湯で 10 分間以上処理する工程を含むもの。
- さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素が 25ppm 以上の液に 30℃以上で 5 分間以上浸し、終末遊離塩素 100ppm 以上になるような方法で漂白する工程を含むもの。
- 四塩化(パークロル)エチレンに 5 分間以上浸し洗濯した後、四塩化エチレンを含む状態で 50℃以上に保たせ、10 分間以上乾燥させる工程を含むもの。
- 洗濯物を過酢酸濃度 150ppm 以上かつ 60℃以上の水溶液で 10 分間以上処理する工程を含むもの又は過酢酸濃度 250ppm 以上かつ 50℃以上の水溶液で 10 分間以上処理する工程を含むもの。(注)過酢酸の原液は強い刺激臭や腐食性があるため、使用する際は注意すること。